

## ミャンマー法律情報レポート

**ミャンマー法律情勢（2015年7月、8月）**

ミャンマーでは、7月8日の連邦議会において、総選挙が11月8日に実施される旨の告知がなされた他、関連諸法の改正のための議論が進んでいる。他方で、7月16日以降全国的に発生している洪水被害に対応するため、連邦議会における法案審議は、8月18日に再開されるまで、一ヶ月弱にわたり中断した。洪水は数十万人規模の被災者を生むと同時に、復興には長い歳月と資金を要することが想定されている。対外的には、8月13日、次期大統領候補のシュエ・マン氏が、自宅軟禁下に置かれた上で、与党・連邦団結発展党（USDP）の党首を解任されたことを受け、総選挙前に政情が混乱することも予想されている。

**自動車法(Motor Vehicles Act)**

公共の場における自動車の安全な運行確保や車両登録、車種に応じた免許発行、効果的な技術活用による交通渋滞と交通事故の予防、自動車に起因する公害の防止等を目的とする自動車法が制定された。同法は日本の道路運送車両法に該当する内容を持つ。ミャンマーでは関連分野の法律として、これまで1914年にビルマ自動車法(The Burma Motor Vehicle Act)が施行されていた。

**初等教育法(Basic Education Bill)**

全ての国民に初等教育を提供すること、批判的検証能力を有する市民の育成、市民的かつ民主主義的な責務の実践及び人権擁護による法を尊重・遵守する市民の育成、連邦精神の涵養とすべての民族の言語・文化・慣習等を尊重する市民の育成、自然環境の保護と持続可能な発展を実践する市民の育成、学習環境の国際水準化及び情報コミュニケーション技術の効率化を通じた教育学習の質的向上等を目的とする初等教育法が連邦議会で採択された（8月31日現在、大統領未署名）。

**特許法、商標法等の知的財産関連4法 (Invention Patent Bill, Trademark Bill, Industrial Design Patent Bill, Science, Technology and Invention Bill)**

特許法、商標法等の知的財産関連4法が、連邦議会において順次採択された。施行後は同法に基づき、知的財産制度の構築に向けた作業等が実施されることになる。

**新育種保護法 (New Plant Protection Bill)**

新育種家の権利保護、新育種ビジネスを発展させること、新育種ビジネスへの内外の投資を更に増加させること、新育種により農業分野の発展を支援すること等を目的とする新育種保護法が連邦議会で採択された（8月31日現在、大統領未署名）。

**ボイラー法 (Boiler Law) (7月14日)**

ボイラー事故を防止するため、国際基準に適合したボイラーを使用すること、ボイラー技術の向上及びボイラー技術者の育成、ボイラーによる環境・健康への影響を長期的に軽減すること等を目的とするボイラー法が施行された。

**ミャンマーダムに関する国民委員会法 (7月14日)**

ダム開発に関心を持つ団体、個人を組織する学術団体として、農業灌漑大臣を長とする「ミャンマーダムに関する国民委員会」を設立し、ダム開発分野における技術の向上や、具体的な開発案件について、安全なダム建設を実施すること等を目的とする「ミャンマーダムに関する国民委員会法」が施行された。

**臓器移植法 (Body Organs Donation Bill)**

臓器移植治療が広く実施されることで、臓器移植を受ける患者の生命を救うこと、障害者への臓器移植を実施すること、関連分野の研究・教育を実施すること、臓器提供者（ドナー）の増加を促すこと、内外の政府機関、国際機関、団体から支援を受け、協働すること等を目的とする臓器移植法が連邦議会で採択された（8月31日現在、大統領未署名）。

**ミャンマー・日本法律  
研究センター：**

2013年6月にヤンゴン大学と名古屋大学のMOUによりヤンゴン大学内に設置。ミャンマー法の研究、ヤンゴン大学での講義を通じた日本法発信等の事業を進めている。ASEAN地域やメコン地域の法制度研究も推進予定。

**大久保晋吾**

名古屋大学法学研究科特任講師・ヤンゴン大学客員教員・弁護士。外務省を経て2014年1月から現職

**波多野英治**

名古屋大学法学研究科特任講師・ヤンゴン大学客員教員。地球環境戦略研究機関(IGES)、外務省を経て2013年8月から現職

**調査協力**

👤 Ja Pu (リサーチアシスタント)  
👤 Phyo Wai Moe (アシスタント)